

(仮称)宝立町ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に係る環境保全上の意見

## 1 全般的事項

- (1) 本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域周辺は、静かな山間部であって、そこに住民の営みがあることを十分に踏まえ、住宅や農用地等の分布状況等について現地で正確に把握し、周辺環境に影響を与えることがないよう各種評価や事業実施区域の検討を行うこと。
- (3) 各環境要素における調査・予測の手法及び評価の指標については、周辺の自然環境や生活環境、土地利用の状況等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家から助言を得るなどして適切に設定するとともに、その設定根拠について詳細に示すこと。
- (4) 事業を実施するにあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の住民や地権者、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「周辺住民等」という。）の理解が必要であり、十分にコミュニケーションを図ること。また、事業計画や環境影響の程度について、地域の要望に応じた説明会やその他の手法により、誠意をもって丁寧に、分かりやすい表現を用いて、積極的に情報提供を行うとともに、しっかりと意見聴取を行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴う粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、資機材の運搬経路も含め、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

### (2) 騒音・超低周波音、振動

ア 事業実施想定区域周辺には、住宅が多数存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音や超低周波音による環境への影響が懸念される。事業実施区域の設定にあたっては、環境への影響の程度について適切な方法により調査・予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや絞り込みを行い、可能な限り風力発電施設と住宅との離隔を確保すること。また、環境への影響を回避又は十分に低減できるとして事業実施区域を設定する場合は、その設定根拠について詳細かつ一般に分かりやすく示すこと。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

### (3) 水

事業実施に伴う土地の改変等により、地下水や湧水の水涸れ、濁りが発生することがないように適切な環境保全措置を検討し、農業用水や井戸、溪流や河川等に影響を及ぼすことがないようにすること。

### (4) 地形地質

ア 事業実施想定区域には、地すべり危険地区や崩壊土砂流出危険地区等が存在するため、事業実施に伴う土地の改変により、土砂災害を誘発することがないように適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

イ 森林の伐採や土地の改変により、水源の涵養や土砂災害の防止など森林の有する公益的機能の低下につながらないように十分配慮すること。また、河川や溪流等に土砂が流出して林地及び農用地の生産活動に影響を及ぼすことがないように環境保全策を検討すること。

### (5) 動植物・生態系

動植物・生態系への影響が、事業実施想定区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査・予測及び評価を行うこと。

### (6) 風力発電施設の影

事業実施想定区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、住宅や農用地等への影響を回避又は十分に低減すること。

### (7) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域は、文化財保護法に基づく国の名勝である白米千枚田や名勝及び天然記念物である曾々木海岸の指定範囲ではないが、これらの代表的な景勝地から人工的な風力発電施設が視認された場合、その程度によっては、景観等に大きな影響があると考えられることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、景観等への影響を回避すること。また、その他の地点も含め、単に垂直見込角による評価だけでなくフォトモンタージュを作成して、一般に分かりやすく示すこと。なお、フォトモンタージュの作成地点については、文献等による情報を基に独自に設定するのではなく、周辺住民等の意見を十分に反映し、設定すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域及びその周辺について、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性のある箇所については、事前に本市教育委員会と協議を行うこととし、埋蔵文化財包蔵地及びその可能性がある地点においては、埋蔵文化財への影響の有無について慎重な調査を実施すること。また、調査により埋蔵文化財に影響があると確認された地点については、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査等を行うこと。

(9) その他

事業実施期間中における緊急時の対応や事業終了後の措置においても、適正な維持管理が行われなければ、自然環境に大きな影響を与える可能性があることから、緊急時における管理体制の整備や施設撤去に係る計画等を明確にすること。

以上